

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成30年 9月 7日 (金) 午後 1時30分 開会 午後 1時49分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	小山 博正 八島 満雄 舘 大樹
	前田 秀資 橋田 夏枝 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	3人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第12号 主要農作物種子法廃止について種子保全の意見書の
国への提出、神奈川県への種子保全条例の制定への働きかけ及び主要農作物種子法廃止についての
市民への情報提供についての陳情

結 果 採 択

午後1時30分 開会

○委員長【小山博正議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第12号、主要農作物種子法廃止について種子保全の意見書の国への提出、神奈川県への種子保全条例の制定への働きかけ及び主要農作物種子法廃止についての市民への情報提供についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【舘大樹議員】 それでは、陳情第12号について、意見を申し上げます。

主要農作物種子法は、主要農作物の優良な種子の生産と普及を促進するための法律であり、これまで我が国の稲、麦、大豆などの主要農作物の種子を良質かつ安価にして生産し普及するよう、都道府県に義務づけてきました。陳情の趣旨にあるとおり、主要農作物である穀物の安定供給という、我が国の食料安全保障を守るためです。また、これまで優良かつ低廉な種子供給を可能にしてきた制度が廃止されたことにより、種子価格の高騰、種子の多様性の消滅、大企業による種子支配、農業支配が懸念され、日本人にとって主食となる米については、民間の営利目的以上に、食の安全保障が優先されるべき対象であるとも考えます。

農業競争力強化プログラムの基本的な方向として、生産資材価格の見直し、すなわち種子の価格の引き下げの必要性がうたわれていますが、これまで主要農作物種子法の存在が価格高騰を招き、農家を圧迫してきたという事実はないのでしょうか。

国会の採決では、主要農作物種子法廃止後も種子の安定供給を行っていく趣旨の附帯決議がついておりますが、附帯決議には法的な予算根拠がありません。また、神奈川県では、神奈川県稲麦等種子生産対策要綱のもと、種子行政が展開されておりますが、要綱という形であることから、県による種子行政の展開が法的に担保されている状況ではありません。そして、伊勢原市農業協同組合でも、かつて主要農作物種子法廃止についての勉強会が開催されたということで、いまだ消

費者だけでなく、農家にさえ情報提供が十分になされていないように感じます。市内でも米農家の後継者不足、耕作放棄地が増大するなど、穀物の自給力低下を心配する声を聞いています。

よって、改めて主要農作物種子法廃止の意義や副作用について、国民全体で考えなければならないという意味において、種子保全の意見書の国への提出、県への条例制定の働きかけ、市民への情報提供を展開すべきと考え、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、陳情第12号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

主要農作物種子法は、戦後の人口増加による食糧難を防ぐため、1952年に制定し、国の財政支援を受けて、都道府県では米などの種子の開発、管理を行ってきました。種子を農家に安定供給することで、我々、米消費者たちも安心して米を手に入れることができ、日本人にとって最も重要な主食であるご飯を安定して食べることができました。

政府は、昨年2月に種子の品質は安定し、法の役目を終えた、民間の妨げになるなどの理由により、主要農作物種子法の廃止法案を国会に提出し、森友問題などで国会が紛糾するかたわら、わずか12時間の委員会審議にて重要な本法案の廃止が決まってしまいました。しかし、主要なメディアはこの廃止について余り取り上げることもなく、廃止された現在でも、農家を含めた世間一般の方には、この事実は余り知られていないことが問題です。

主要農作物種子法の廃止で、直ちに混乱は起きないものの、長期的に見ると、日本の食の安全保障が懸念されます。国では簡単に主要農作物種子法が廃止されましたが、地方議会では敏感に反応した自治体もあり、大和市議会や海老名市議会では、国に意見書を提出しております。本市は、都市型農業として、長年米の生産に力を入れていますが、今後、種子の価格の高騰がされたり、研究開発をする外資系企業によって独占が行われますと、ただでさえ零細な農家が一気に衰退し、廃業に追い込まれます。

私は、日本の食文化を守るためにも、陳情にあるように、意見書の提出、県への条例制定の働きかけ、主要農作物種子法廃止について、市民、特に農家への情報提供は必要だと考えます。この主要農作物種子法廃止の影響がじわじわと出て、子どもたちや孫の世代で、米の安定供給ができなくなる可能性が十分あります。日本の米づくり、食文化を次世代に継承するためにも、今、我々にできることは地道に続けるべきではないでしょうか。

よって、本陳情には賛成いたします。

○委員【越水清議員】 それでは、陳情第12号につきまして。

平成30年4月1日に、主要農作物種子法が廃止されました。主要農作物種子法は、昭和27年制定され、都道府県を中心に、我が国の戦後の主要農作物の種子の保全や食料の供給に貢献してきました。主要農作物種子法廃止法案施行に対

して、参議院で採択されました附帯決議を要約すると、1、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産について適切な基準を定め運用すること、2、都道府県の取り組みが後退することがないように、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること、3、主要農作物種子が引き続き国外に流出することなく、適正な価格で国内生産されるよう努めること、4、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることがないように努めることとあります。

本陳情は、この附帯決議に沿った内容であることから、賛成といたします。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 私からも、陳情第12号に対して、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。意見は、大きく分けまして、2つの論点から申し上げたいと思います。

1点目ですが、これまで種子を制する者が農業を制すると言われてきましたが、今や遺伝子を制する者が農業と食料を制する時代に突入していると言っても、差し支えない状況であります。現在でも、野生種、在来種の遺伝資源としての価値はますます高まっています。世界的にも、遺伝資源の保全と利用をめぐる権利と利益分配をめぐる、活発な議論が行われています。そこでは、育成者権を強化しようという流れと、農民や農村コミュニティの元来持っている権利を保全しようとする流れとの対立がありますが、もともとの考え方としては、遺伝資源を人類共有の財産として位置づけることが正しいのではないかとされており、そういった種子をめぐる社会的背景が、まず、大前提としてあると思います。

ところが、先ほど他委員からお話がありましたように、主要農作物種子法を廃止した。その中に附帯決議がうたわれています。この場の共通認識として申し上げますと、この附帯決議をつけるのだったら、なぜ主要農作物種子法を廃止しなければいけないんだという矛盾に、私はぶち当たってしまうのではないかと思います。言い方は悪いんですが、無責任と言われても仕方ないと思います。

それで、主要農作物種子法が何のために存在しているかということのを再認識させていただきますと、主要農作物種子法によって、稲、麦、大豆の種子を対象として、都道府県がみずから普及すべき優良品種を指定し、原種と原原種の生産、種子生産、圃場の指定、種子の審査制度などが規定されるためです。要するに、日本古来の原種や原原種の優良品種を都道府県が管理し、農家に提供するという話になります。日本の食料安全保障、食料自給、そして、食の安全を考えたときに、これは当然の規制であり、必要な法律であったと思うんです。

そういった意味で、私はこのたびの陳情に対して賛成という立場をとりたいと思うんですが、もう1つ、先ほど申し上げたように、論点がありまして、伊勢原市は農業が基幹産業として存在しているわけなんです、伊勢原市近辺の状況についてお話しさせていただきたいと思います。というのは、先ごろそういう、議員から発言があったかのように、私は聞いているんですが、これはほかの法改正にも関連して、市議会、私たちには関係ないといったような発言があったようで

すが、非常に問題ある発言であると思います。主要農作物種子法に関して、要らないと。今回の主要農作物種子法の関連では、近隣でも既に主要農作物種子法に関連するような、このような事案があることを、ここで報告させていただきたいと思うんです。先ごろ伊勢原 J A 等が催した勉強会にも出席させていただいて、いろんなことを学んでいるんですが、そこでのお話じゃないんですが、2つご紹介させていただきますが、1としまして、伊勢原市内ではシャインマスカットの生産が、皆さん頑張っておられるわけなんです、種か、あるいは苗が流出したかは知りませんが、中国等で既に盛んに生産が行われていまして、一体どういうことなんだという社会問題になっております。2として、これは伊勢原市のお隣の秦野市の事例なんです、ソバの契約栽培をしておった。そうしたら、知らないうちに在来種とその他の汎用の品種がまかれていまして、交配が進んじゃって、非常に大変なことになっちゃった。一度交配すると、もとに戻らない。だから、この主要農作物種子法に関する、こういう事案が既にこの伊勢原市あるいは近辺でも起こっているんです。ですから、これからの時代に関しても、やはり主要農作物種子法あるいはまたそれを発展させた関連法は必要であるとの認識から、陳情に賛成したいと思います。

以上でございます。

○委員【八島満雄議員】 私も、このことについて、国としては附帯決議をつけたということと、主要農作物種子法を廃止したということについてのすごい矛盾感を感じながら、詰めてみました。しかし、やはり主要農作物種子法の廃止に伴う農家の混迷、あるいは日本全体の経済問題も含めて発言したいと思います。

私は、賛成の立場で意見を述べますが、やはりこれは、主要農作物種子法が1952年、戦後の食料の安定供給を図るために制定されたということは、8条からなる短い法律ですけれども、主要農作物の対象について、奨励品種の選定や原種の生産を都道府県が責任を持たなきゃいけないということについては、一定の役割を果たしたと、私は思っています。しかしながら、廃止に伴って、国として農業競争力強化プログラムを立ち上げたところを見ますと、やはり生産者の所得向上や、あるいは生産に係る資材価格形成についてはかなり心配した見直しが行われたと私は思っております。民間の種子開発や国内の農作物の生産、流通拡大について、踏み切ったことについては、私は、国としては理解できます。

ただ、この陳情者の趣旨は、国が民間参入できないという理由で、主要農作物種子法を平成30年4月1日に廃止したことを述べながら、次のことを指摘しています。米、麦などの種子の価格が5倍から10倍上がるであろう。大企業の種子だけの流通で、種子の多様性が消滅する。先ほどの他議員の話と重なります。大企業による種子、農業支配、あるいは遺伝子組み換え米の生産が進むという危惧がある。さらに、主食である米、麦などは、民間の営利のためではなく、国民の生命、生活維持のために存在するのだから、大事である。主要農作物の安定供給や多品種維持は、民間企業の営利に任せることよりも、大事な国の仕事である。都道府県に重要なメッセージを流し、主導すべきであると指摘されています。

要望としては、国への種子保全についての意見書を出し、県に対しては、埼玉県などと同様の主要農作物種子を守る条例制定をしてほしい。農家や消費者、あるいは我々市民、主要農作物種子法廃止について丁寧な情報提供と指定されていることについては、同感を持ちました。

いろいろブランド化の問題、あるいは廃止の問題につきましても、附帯決議に、ある程度のクリアな文書が見えます。例えば、主要農作物の優良な品種の種子の確保、生産については適切な基準を定め、運用しなさい。あるいは、廃止に伴って、都道府県の取り組みが後退しないよう、地方交付税措置やこれまでの体制を生かして、種子の生産、普及に努めること。あるいは、民間事業者が参入できる環境整備、主要農作物の種子が国外に流出しない適正価格で国内で生産できる環境に努めること。さらには、特定の事業者による種子の独占による弊害が生じないように努めること。これは、国の施策の基準ですが。先ほど他議員も申し上げましたように、法的な拘束がないということ、要綱のレベル、これをどのようにするか。

私は、この陳情者の意思と同一の意見として、以上の陳情者の要望趣旨を確信として深めるべく、県、あるいは国に附帯事項のさらなる施行について、種子保全の意見書提出については、賛成の意見といたします。

よろしく申し上げます。

○委員長【小山博正議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【小山博正議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 4 9 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年9月7日

産業建設常任委員会
委員長 小山博正